

就職活動支援セミナー

「面接の悩み解決! 自信をもって面接に挑むために」

講師はキャリアカウンセラーの林明理さん。

25人
3月25日(木)午後1時30分～4時
所 市民協働センター
物 雇用保険受給者は「雇用保険受給資格者証」
申 必要事項(11面参照)をわくわくサポート三鷹 ☎45-8645・FAX45-8646・✉wakuwaku@mitaka.ne.jpへ(先着制)

キミにも和紙が作れる!～小・中学生ボランティア体験学習～

8人
3月27日(土)午前10時～午後3時30分
所 福祉会館
¥500円
申 みたかボランティアセンター ☎76-1271へ

三鷹市シルバー人材センター 覚えて役立つパソコン教室

パソコンにさわってみよう!
8人
4月5・12日の月曜日午後1時～3時(全2回)
¥2,000円(教材代を含む)
◆ワード初級(XP)
8人
4月19日～5月31日の毎週月曜日午後1時～3時(5月3日を除く全6回)
¥8,500円(教材代を含む)
◆エクセル初級
8人
4月5日～5月17日の毎週月曜日午後3時30分～5時30分(5月3日を除く全6回)
¥8,500円(教材代を含む)
◆パソコンにさわってみよう!
4人
4月2・9日の金曜日午後3時30分～5時

30分(全2回)
¥2,000円(教材代を含む)
◆ワード初級(Vista)
4人
4月16日～5月28日の毎週金曜日午後3時30分～5時30分(4月30日を除く全6回)
¥8,500円(教材代を含む)
◆ゆうゆう教室
OSはWindows XP、Vistaのいずれかを指定。
マウス操作、文字入力ができる方、若干名
4～6月の①月曜日、②水曜日、③金曜日午前10時～正午(いずれも月4回)
月額5,000円(3カ月分前納、別途教材代がかかります)
所 いずれも同センター
申 3月22日(休)(必着)までに往復はがきにコース名、必要事項(11面参照)を記入し「〒181-0004新川6-35-16三鷹市シルバー人材センター『パソコン教室』」へ(申込多数の場合は抽選。最少催行人数2人)
同センター ☎48-6721

中国語入門講座

講師は村田孝四郎さん。
初心者25人
4月7日～7月21日の毎週水曜日午前10時30分～正午(5月5日を除く全15回)
所 みたかボランティアセンター
¥3,000円(資料代、コピー代)
物 筆記用具
申 同センター ☎76-1271へ

いきいき講座 「超初心者のための健康麻雀教室」

頭と指を使って老化を防ぎましょう。
講師は吉川利左エ門さん。
連雀地区住民協議会
初心者(市民)24人
4月7日～28日の毎週水曜日午後1時30分～3時30分(全4回)
所 連雀コミュニティセンター

申 3月8日(月)～31日(木)に直接または電話で同センター ☎45-5100へ(申込多数の場合は抽選)



都営住宅(シルバーピア)の入居者(地元募集)

◆募集内容 市内の単身者向け空き家1戸、2人世帯向け空き家2戸
◆入居資格 ①申込者が65歳以上で市内に継続して3年以上居住していること、②単身者向けは原則として申込時に親族と同居していないこと、③2人世帯向けは65歳以上の同居親族がいること(配偶者はおおむね60歳以上)、④所得が基準値内であること、⑤住宅に困っていること、⑥申込者または同居親族が暴力団員でないこと。
◆申込書・募集案内の配布 3月8日(月)～15日(月)にまちづくり推進課(市役所5階)、市政窓口で配布(三鷹駅前市政窓口では平日午後7時30分まで、土・日曜日午前9時～午後5時)
申 3月17日(水)(必着)までに郵送でまちづくり推進課へ(窓口不可)
同課 ☎内線2867

ふるしき市出店者募集

三鷹市ボランティア連絡協議会
3月27日(土)午前10時～午後1時(雨天中止)
所 みたかボランティアセンター
¥1スペース500円
申 同センター ☎76-1271へ

みたかフリーマーケットの出店者

みたかフリーマーケット運営委員会
高校生以上の在勤・在学を含む市民(高校生は保護者の承諾署名と押印が必要)120店舗(1店舗2.5×2.5m)
3月27日(土)午前10時～午後2時30分(雨天開催)
所 三鷹市暫定管理地(東京多摩青果跡地)
¥500円
申 3月7日(日)～14日(日)(消印有効)に往復はがきに必要事項(11面参照)・販売予定品目を記入し「〒181-0013下連雀3-22-7三鷹市消費者活動センター」へ(申込多数の場合は抽選、1世帯で複数の申込不可)
※プロ・業者の方の出店はできません。
※食品と環境に悪影響を及ぼす品物の販売はできません。
同センター ☎43-7874

認知症予防教室の学習サポーター

学習者への助言と指導。謝礼は1回1,000円。
おおよむね60歳までの市民で、高齢者の心身の健康増進に理解があり、事前の研修会と教室に参加できる方
研修会=3月29日、4月12・26日のいずれも月曜日、教室=5月10日～10月4日の毎週月曜日午後1時～3時
所 高齢者センターけやき苑
申 NPO法人元気力向上委員会 ☎48-5384へ

三鷹市地域公共交通活性化協議会の委員

◆応募資格 2月1日現在20歳以上の市民で、平日の日中に開催する会議(年4～5回程度)に出席できる方(市主催の各市民会議、審査会などの委員は除く)3人
◆任期 委嘱の日から平成24年3月まで
◆報酬 一回につき10,000円程度
申 3月17日(水)(必着)までに、必要事項(11面参照)を記入し持参または郵送で「〒181-8555道路交通課都市交通係」へ
同課 ☎内線2883

社会教育会館の保育付自主グループ

東・西社会教育会館では、子育て中の方による自主グループの学習時間に、1歳～就学前のお子さんの保育を行います。
各館2グループ、各15人(1歳児は6人まで)
東社会教育会館=5月19日～9月22日の水曜日(夏休みあり)、西社会教育会館=5月14日～7月16日の毎週金曜日、いずれも午前10時～正午(全10回)
申 3月8日(月)～19日(金)に東社会教育会館 ☎46-0408・西社会教育会館 ☎32-8765へ
※3月26日(金)に両館で調整会議を行います。



市立保育園 臨時職員

◆職種 保育士(産休育休代替、障害児パート、3歳充実パート)
◆応募資格 保育士免許有資格者(無資格者も可)
◆勤務場所 ①あけぼの保育園(☎40-7555)、②新川保育園(☎40-7553)、③南浦西保育園(☎40-7551)、④高山保育園(☎40-7162)、⑤中央保育園(☎40-7540)、⑥南浦東保育園(☎40-7166)
◆勤務時間 ①～④月～金曜日午前8時30分～午後5時
◆報酬 時給=有資格者1,020円、無資格者940円、交通費支給(日額上限840円)
※⑤⑥は直接園にお問い合わせください。
申 希望する園へ電話連絡のうえ、履歴書(写真添付)、保育士証の写しを持参

三鷹短歌会 一月の秀歌
シクラメンの紅燃ゆる花掲げ狭い玄関一人占める
[評]多少の誇張があろうが、シクラメンの豪華さが充分に伝わってくる。
「我が家の花」としての作者の誇らしさも読みとれる。
横尾えり子
背後よりコツコツ迫る靴音に追いつめられて右に曲りぬ
[評]スリラー仕立ての表現が面白い。恐いと思えば思っほど恐怖感が増すのが心理、それがよく出ている。結句はやや蛇足か。
上野善嗣
公園に起きつ転びつ歩く子に若き入と兵に応援
[評]作者ならずとも応援したくなるような光景。赤ちゃんの可愛さだけなくそれを見守る両親の目の輝きまでが見えてくる。
小笠原京子
我八十路「鞭打つことを止め縁の日向で猫と戯むる
[評]処生観を養えるとは大変なこと、それを「バツ」と変えた作者に驚かされた。縁の日向で猫と戯むるにはユーモアがにじむ。良寛様の心境か。

三鷹俳句会 一月の秀句
初句会ベン先に躍る光の輪
夕雲を抱いてはなまぬ風つ
若水や蛇口の先にも神宿る
息災を寿ぎまうて初句会
お端折りの位置変へてみる春着かな
初詣父の名古りし石灯籠
一夜明け賀状の中に光あり
初鏡に母似と云わる笑ひ皺
頑なにすじのみ固き煮大根
買初は杖と決めるが買ひあぐね
飯田六斗 選/互選
新井 枝
小泉 秀夫
秦美 佐子
三矢 恵啓
水野 三夫
根岸 操
辰口 百合子
板橋 くら子
喜瀬 さち子
清水 ゆきえ

消費者相談窓口から 消費者相談窓口 ☎47-9042 257 ひとり暮らしの高齢者を狙った次々販売
相談
年金ひとり暮らしの母が、大量の布団を訪問販売で購入したようですが、母に聞いても要領を得ず、販売業者を特定する書類を探しても見つかりません。さらに未開封の健康食品が契約書と一緒に見つかりました。この半年の間に、年金が振り込まれた直後に、母が通帳から一定額を引き出していたことも分かりました。私が健康食品販売業者に連絡をとり、契約内容の説明を求めましたが、布団の販売は行っていないと言っています。不要な布団や健康食品の解約をすることは可能でしょうか。(相談者 50代 女性、契約当事者 80代 女性)
対応
契約当事者から聞き取りを行い解約の意思を確認しました。契約先などの詳細が全く分からない布団の解約については、対応が難しいことを説明しました。健康食品の契約書は5日前に受け取っていたため、これについては、クーリング・オフ可能であることを話し、通知書を発信するよう、書き方・出し方を助言しました。後日消費者相談室では、当事者が販売業者に健康食品を返却し、全額返金されたことを確認しました。
アドバイス
判断力の低下により、契約状況の認識が不足しているような高齢者やハンディキャップを持った方が何度も被害に遭ってしまう現実があります。昨年12月1日に施行された改正特定商取引法などにより、訪問販売で、次々に大量かつ支払能力を超える契約をさせられた場合には、契約した日から1年以内であれば「過量」な契約についての解除が可能になりました。過量販売解除の対象になる要件に当てはまるのか、あるいはそれ以外の解決方法が可能なのか、被害に遭った時は、早急に消費者相談室にご相談ください。高齢者などの深刻な被害を防止するためには、法律だけでなく、地域包括支援センターとの連携や成年後見制度の活用などが考えられますが、とりわけ家族など周りの方々の見守りが大切ではないでしょうか。